

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈 与 の 限 度 額 及 び 使 用 期 限 (注2)	署 名 日 (即効日) (注3)	署 名 者	告 示 日 告 示 番 号 (注4)
印 度		ウツタール・プラディシュ州地下水開発計画を実施するための必要な役務の供与	1. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	H18.1.5 ニューデリーで (同日)	日本側 横琴鉄在印度大使 印 度側 M・F・ファル ーキ大蔵省局長	H18.1.19 23号
	下水開発計画のための贈与	2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	3. 上記1の生産物の操作指導に必要な役務の供与	H19.1.4まで 603,000千円		

(注)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

について定めのないものは、――――――と記している

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。